B型・C型肝炎ウイルスに **- 起因する**

肝がん・重度肝硬変の 医療費助成が受けられます

医療費の自己負担額が 一定額を超えた月が、 年二か月以上ある場合 令和3年4月1日より通院治療についても対象 となりました

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- ▶ 肝がん・重度肝硬変で入院または**通院**(※1)治療を受けている
- ▶ 世帯年収が概ね370万円以下
- ▶ 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する 医療機関(指定医療機関)に入院している場合、通院は「分子標的薬を用いた化学療法」および「肝動 注化学療法」に係る医療費が対象です。

利用の流れ

- ○先に高額療養費限度額適用認定証等の申請をしてください。
- **①入院・通院・薬剤の費用の**状況を記録します ②助成を受ける手続をします

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、 指定医療機関等で<u>医療記録票</u>を受け 取って下さい 指定医療機関の医師に<u>臨床調査個人票(診断書)</u>を記載してもらった上で、<u>同意書</u>に署名して下さい

肝がん・重度肝硬変で入院・通院する度に、指定医療機関・保険薬局で 医療記録票に記録をしてもらって下 さい <u>臨床調査個人票や同意書、医療または</u> 記録票(※2)などを添えて保健所に申請 して、<u>参加者証</u> (※3)を受け取って下 ≫さい

肝がん・重度肝硬変で入院または通院治療で<u>自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去12月で既に**2月以上**(※4)あるときに、**3月目**から**自己負担額が月1万円**となるように助成を受けることができます。</u>

- ※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が
- 2月以上あることが記載された医療記録票が必要です。 ※3 参加者証の交付は、申請書類がすべて整った状態で、2ヶ月程度要します。
- ※4 通院のみの方は、令和3年4月1日以降分が対象となります。

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」

(肝ナビ) から、全国 の指定医療 機関を検索 できます。



詳しくは以下の担当までお問い合わせください

奈良県福祉医療部疾病対策課感染症係 奈良市登大路町30 0742-27-8612

奈良市保健所奈良市三条本町13番1号0742-93-8397郡山保健所大和郡山市満願寺町60-10743-51-0194中和保健所橿原市常盤町605-50744-48-3037吉野保健所吉野郡下市町新住15-30747-52-0551内吉野保健所五條市本町3-1-130747-22-3051